

## 2013年度 第2回 第三者定期監査の結果の報告について

### はじめに

日本原燃は、2004年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および2009年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況とPDCA展開状況について、継続的に確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査においては、再処理工場のしゅん工を控え、これまで長期的に亘り継続的、かつ、自律的に展開してきた「改善策」に係る活動ならびにQMSに係る諸活動に対して、監査を受けました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・2014年1月23日～24日、27日：再処理事業部
- ・2014年1月28日～29日：品質保証室
- ・2014年1月30日～31日：濃縮事業部
- ・2014年1月30日～31日：埋設事業部

### 1. 監査の結果

いずれの部門でも「指摘事項」および「観察事項」はありませんでした。「提言事項」\*1については、再処理事業部で2件ありました。

（添付-1:「2013年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針」参照）

\*1（提言事項の定義）：規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

### 2. 監査結果の概要

LRJ監査報告書（全体総括版）の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部門にも「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。再処理事業部に2件の「提言事項」を提起した。

#### (2) 個別「改善策」項目の継続・定着状況の確認

品質保証室は「改善策」で提案された種々の会議体の事務局を担当している。具体的には、外部の専門家の方々から品質保証に係る提言を受ける「品質保証に係る顧問会」や協力会社との双方向コミュニケーションの推進を目的とした「品質保証マネジメント会議」がある。これらは、設立当初より風化することなく、継続した活動が行われている。

再処理事業部の各部署では、品質方針に基づく品質目標が設定され、その実行状況がマネジメントレビューにて検証されている。

今回の全ての監査対象部署にて、品質目標に挙げられた活動項目は、的確に管理・

運営されており、完全に定着した活動となっている。

### **(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)**

品質保証室は、ヒューマンエラー削減を目指した様々な活動(傾向分析レポート、リーフレット、eラーニングなど)を行っているが、これらの活動に加えて、経営層の思いに応えることができる更なる活動展開を期待したい。

いずれの事業部でも、マネジメントレビューに先立つ事業部長レビューにおいて活動状況の的確な把握が行われた後、マネジメントレビューに対応している。社長からの指示事項は、確実にフォローが行われており、本活動は完全に定着した活動となっている。

### **(4) 品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映**

品質保証室は、「全社品質保証計画書」の策定を主導し、品質マネジメントシステムのトップマネジメントが社長に統一された。また、品質保証室における「全社品質保証計画書」の効果的な運用を確実にするために「品質保証室 全社品質保証計画書運用要則」が制定された。当該要則と下部標準類との記載の整合を図るための改訂もタイムリーに行われていることを確認した。長期に亘る懸案事項の達成に向けてのこれまでの継続的な取り組みを高く評価する。

### **(5) 教育・訓練の実施および有効性評価**

品質保証室は、全社大に対する品質保証および安全文化醸成活動推進の役割を担っている。安全文化醸成に係るeラーニング教材が整備され、その利用が促進されている。本教材中には、日本原燃が経験したプール水の漏洩や高レベル廃液の漏洩事象も含まれており、当該事故の風化防止に役立つものと推察する。

年1回の安全講演会の実施および月1回の品質保証便りの発行が確実に実施されている。

各事業部では、各部署で策定された教育・訓練計画に基づく活動が確実に実施されている。教育・訓練終了後には、理解度テストや自己申告による力量評価書等によって、各人の教育結果に対する有効性評価が行われている。

これらの活動状況より、「品質保証体制の改善策」の主要テーマである「教育・訓練の実施および有効性評価」が、現在に至っても風化せず、確実に受け継がれていると言える。

### **(6) 社内外とのコミュニケーションの確立**

再処理事業部では、協力会社との密なる連携を図る活動として、再処理企業協議会や品質保証連絡会が定期的開催され、協力会社からの意見・要望を積極的に聴取する取り組みが定着している。

品質保証室では、協力会社との良好なコミュニケーションの確立を目的として、以前より協力会社に対する個別訪問やアンケートから要望事項の収集とその対応を行っている。このコミュニケーションに関するアンケートの実施により協力会社とのコミ

コミュニケーションが改善したとの結果を得ている。

埋設事業部におけるコミュニケーション活動として意見交換会で参加者間でのミーティングで意見集約を行った後、事業部長と意見交換を行う開催方法となっている。

より充実した意見交換となるための方策であると理解し、埋設事業部内の良好なコミュニケーションの確立に資する取り組みであると評価する。

本テーマも「品質保証体制の改善策」の主要テーマであり、現在に至ってもその活動は、風化せず、定着したものとなっている。

#### **(7)トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況**

再処理事業部では、トラブル/不適合事象の低減を図る目的で人的過誤による不適合の要因分析方法の説明会が定期的開催されている。

濃縮事業部では、トラブル/不適合事象の処置が確実に実施されており、これまで行ってきたヒューマンエラー防止に向けた活動が有効に機能しつつある結果、発生件数の減少になったと捉えることができる。

埋設事業部では、2013年度のトラブル/不適合事象のいずれの事象も不適合処理/是正処置が実施され、管理表にて進捗状況が確実に管理されている。

#### **(8)内部監査の実施状況**

いずれの事業部でも、年度計画から、監査の実施を経て、提言事項の提起、報告書作成および提言事項のフォローを通じた一連の内部監査業務プロセスは的確に実施されている。また、登録監査員の力量維持を図るため、監査員に定期的に監査を割り当てるなどの配慮が行われていることを確認した。

品質保証室では、各部署が外部・内部監査を複数受審する状況下で、監査の重複を避けるための配慮についての要望を受け、試行的に事業部内の内部監査に品質保証室が同席して行う方式を試行した。意欲的で前向きな取り組み姿勢を評価する。

再処理事業部では、監査チームが作成した確認事項を被監査部署に事前に配布し、その回答をもとに監査チームによる事前の打合せが行われる等、有益な監査となるための努力が払われている。監査の結果、調達管理プロセスに係る提言事項が数多く提起されていることを確認した。調達管理の再徹底への取り組みは、これまで長期に亘り改善を継続してきた日本原燃の品質保証システムをより確かなものにする活動として有益であると考えられる。

#### **(9)前回監査時の提言事項フォローアップ状況**

前回の監査では、再処理事業部に1件および品質保証室に対して1件の提言事項を提起した。前向きな対応を頂いた。

#### **(10)終わりに**

今回の監査の結論として、個別「改善策」項目、「改善策」を構成している主要テーマおよび一般QMSに係るいずれの活動も風化せず、定着した活動になっていると判断できる。

総合的に判断した場合、日本原燃の品質保証体制は、概ね成熟域にあると捉えることができる。成熟域にある活動を今後とも維持・継続するためには、地道であるが、日本原燃の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する(PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことを説き続けることが基本であると考えます。

### 3. 監査結果に対する日本原燃の取組み

今年度第2回目の定期監査では、LRJより、「日本原燃の品質保証体制は、概ね成熟域にあると捉えることができる」との所見をいただくとともに「提言事項」を2件提示されました。

日本原燃としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、品質保証活動をより確実なものにしていくために有益なものとして認識しており、速やかに処置を行います。

また、引き続き、改善活動に取り組んでいく所存です。

以 上

## 2013年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針

監査項目	LRJの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
適切な調達プロセスの遵守に係る啓蒙活動の推進	<p>保安監査課作成の2013年度第3四半期の監査報告書によれば、内部監査において4件の指摘事項と11件の要望事項の計15件の提言が行われている。この内、9件が調達プロセスの不備に係る提言である。提言内容をレビューすると、その多くが協力会社への調達要求事項の明確化の不備および協力会社から提示された業務仕様内容に対する検証の不徹底に係る基本的事項である。</p> <p>再処理事業部に対しては、しゅん工も視野に入ってきているこの時期に、過去に発生したプール水漏洩事故を思い返し、その際の教訓の一つである適切な調達管理プロセスの実践・実行を再徹底する取り組みを行うことは意義あるものとする。</p> <p>(例:部品交換対象となる制御盤に関する必要な情報を協力会社に渡していなかった。)</p>	<p>内部監査における調達プロセスに係る提言について、事業部内へ注意喚起のため周知する。</p> <p>また、これらの提言に対する処置が確実に実施されていることを来年度の内部監査にて確認する。</p> <p>以上により、再処理事業部における適切な調達管理プロセスの実践・実行を再徹底する。</p>	<p>再処理事業部 再処理計画部 計画G</p> <p>安全管理部 保安監査課</p>
内部監査員の登録システム	<p>2012年度第2回定期監査(2013.2.5)時に、保安監査課に対して内部監査員の登録システムに係る提言事項を提起したところ、2013年度第1回定期監査(2013.7.8)において、「品質監査要領」中に『5年以上、監査への参加実績がない場合、監査員を解除する。』との項目が規定されていることを確認した。</p> <p>しかしながら、今回の監査時に提示頂いた「2013年度 再処理事業部監査員登録及び監査員補届出リスト(2013.4.30)」では、上記の規定に従った対応がなされていることが確認できなかった。適切な時期に速やかに対応することが望まれる。</p>	<p>改正された「品質監査要領」の施行以来、5年以上監査の参加実績がない者が監査に参加していないことを確認している。</p> <p>なお、「2013年度 再処理事業部 監査員登録及び監査員補届出リスト」の更新は完了している。</p>	<p>再処理事業部 安全管理部 保安監査課</p>